

弁護士 伊藤茂昭 季刊通信

2015年夏 60号

白い雲

祝田門と白い雲

Contents

- ・ご挨拶
- ・民事裁判の改革
～ある民事訴訟の口頭弁論～
- ・東京弁護士会同好会発足記念
「囲碁・将棋祭り」の開催
- ・2015年の宝塚歌劇
「1789ーバスティーユの恋人たちー」
- ・シティユーワ法律事務所の体制は
万全です

日比谷公園の木々の間から見える弁護士会館

皇居内堀と白い雲

ご挨拶

残暑お見舞い
申し上げます



皆さま、いかにお過ごしでしょうか。

今年度は、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長として暑い日々を送っております。

就任早々、実際には就任前から、最終盤を迎えた法曹養成制度改革の担当副会長として、前副会長、担当嘱託とともに政府の法曹養成制度改革推進会議の決定案のとりまとめについての関係各所との折衝や政治家に対する要請活動に加わり、学びながらも全力で走り続ける活動でした。弁護士業務の活動領域の拡大に向けての課題や法科大学院改革の厳格な実施など今後の継続的課題も山積ですが、ひとまず法曹人口は当面の目標が示され、修習生への経済的支援の必要性が共通認識になったことは一歩前進でありました。

一方、今後の日本の将来を誤った方向へ導かんとする安保法制の改正の動きは、立憲主義に反し、憲法の恒久平和主義に反するものであることを、法律家団体の立場として明らかにし、多くの国民の皆さまとともに最後まで最善を尽くしたいと考えています。

弁護士会の会長の職は、弁護士会と会員のため、また権利擁護を求め社会正義を求める国民のためにあると考えて自らを律し行動したいと考えています。

引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2015年8月

弁護士 伊藤 茂昭

(日本弁護士連合会副会長・東京弁護士会会長)

民事裁判の改革 ～ある民事訴訟の口頭弁論～

刑事の裁判員裁判

昨今、刑事裁判においては裁判員制度が定着し、公判期日において検察官や弁護人は、裁判員に理解を求めるために、口頭でわかりやすい説明の努力をしている。その結果、裁判員裁判の刑事事件の法廷傍聴では、事件の内容や争点が容易に理解することができるようになってきている。

民事訴訟の現状

一方、民事裁判においては、法廷を傍聴しても事件の内容は全く理解できない。

訴訟法上は「口頭弁論」が本則であるが、実際に主張を「口頭」で「弁論」することはほとんどない。あってもそれは書面の補充的な事項である。第一回期日では裁判官が「原告は訴状陳述、被告は答弁書陳述ですね」と発言し、「では次回期日、それぞれ反論があれば準備してください」というように進行し、およそ数分で終了する。

したがって、同一時刻に数件の事件の期日が指定され、双方代理人が揃った順に「処理」されていく。第二回以降、弁護士が準備した長い準備書面も、法廷では、一言「陳述します」と発言することにより陳述したことになる。準備書面は弁論の「準備」のためではなく、その書面を裁判官が執務室で書面審理するためのものであり、実質的な「書面主義」が定着している。このような中で代理人たる弁護士の訴訟活動も書面中心の活動となり、法廷での弁論に重きを置くことはなくなっている。

民事訴訟の改革の試み

しかし、このような状況は決して好ましいことではない。刑事法廷の活性化に比して、民事法廷はやや澁んでいるのではないか。このような問題意識が裁判官や弁護士の中にも芽生えてきている。一部の集団訴訟などでは、スクリーンを利用しパワーポイントなどで、事件の論点をわかりやすく訴える手法なども取り入れられはじめている。

ある賃料減額訴訟～その概要

さて、これから紹介するのはある東京高等裁判所裁判官の訴訟指揮である。事件は賃料減額請求訴訟の控訴審。当方の依頼者は大手デベロッパーで物件の所有者（共有）であり賃主であり一審の被告だ。相手方一審原告は、同じく共有者であり、当方依頼者の持分の借主であり、借り上げた持分と自身の所有部分の全体を傘下のホテル事業者に一括して賃貸している。この事案はさらに海外のホテル事業者が転賃を受け営業するという再々転賃という形態である。

わが事務所は一審の終盤から担当したが、一審では相手

方が適正賃料の鑑定書を証拠として提出していた。一方、賃料減額の主要な理由は、リーマンショック以降海外からのホテルの利用客が減少し利益が低下したという点にある。それが賃料減額の理由となるかどうか、鑑定はもっぱらホテルの収益との関連性を論じたものであり、本来の契約の趣旨を無視した鑑定であるというのが当方の主張である。すなわち当方はそもそも減額請求が成立しないと主張した。したがって論理的には鑑定は不要であるということにもなるが、一審では、予備的というか相手方の鑑定の数字があまりにも問題であるとしてカウンターの鑑定書を提出していた。一審判決は減額を認め賃料額についてはその中間をとったものであった。

一審においては双方から大部の準備書面が提出されている。それを読むには相当の時間を費やさなければならないが、一体控訴審のポイントは何か。本来の争点は、まず借地借家法の賃料減額の要件を満たしているかどうかである。

画期的な控訴審の訴訟指揮

当該控訴審の審理にあたって、東京高裁の裁判長は、弁論において、「一番主張したいポイントは何か、双方代理人は20分の弁論をしてください。単に書面を読むのではなく、裁判官の目を見て話してください。そして双方の弁論後、それぞれ10分の反論の時間を与えます」との方針を打ち出した。

そこで当方は、公租公課が上昇していることを示すグラフや、サブリースの当事者関係の図、それぞれの交渉経緯段階において考えていた利益予測など、重要事項毎に一枚の図表にまとめ、全部で10枚ほどのペーパーを参照しながら、裁判官の目を見つつ弁論を行った。

鑑定内容や、その他の論点には触れず、減額請求の要件を満たしていないことのみを与えられた20分間を費やした。実質的な弁論の生きた教材として事務所の若い弁護士を中心に20名近くが傍聴した。

この法廷は、「高世コート」。私が弁護士登録以来、直接体験した法廷の中でもっとも尊敬に値する、適切で意欲的な訴訟指揮を示したコートである。

このような試みは、事案によっては実質審理に大きく寄与すると考えられる。

判決の結果

ところで控訴審判決の結果は如何？

当方の主張が全面的に採用され、全面勝訴である。その後相手の上告受理も認められず、先日当方の勝訴が確定した。

伊藤 茂昭

東京弁護士会同好会発足記念 「囲碁・将棋祭り」の開催



東京弁護士会では、今年度同好会制度が発足した。

同好会の第1号、第2号は、囲碁同好会、将棋同好会である。この同好会の発足を記念して、6月27日、東京弁護士会主催の「囲碁・将棋祭り」が開催された。

囲碁界からは、春山勇退役九段、王唯任五段、青葉かおり四段、長島梢恵二段、下坂美織二段、将棋界からは、森内俊之九段、片上大輔六段、藤森哲也四段、北尾まどか女流二段、室谷由紀女流初段の計10名のそうそうたるメンバーが、指導対局や入門・初級者教室を行った。会場となった弁護士会館クレオ2区画は満員で、熱気がむんむん伝わる盛会となった。

私も、当日かさなっていくつかの予定を切り上げ、午後4時頃に会場を訪れ、閉会の挨拶とその後の懇親会に出席させていただいた。

また、それに先立ち、短い時間ではあったが、王唯任五段に指導碁を打っていただいた。

懇親会では、青葉かおり四段から囲碁・将棋祭りを来年も継続して開催されることが要請されるなど、同じテーブルの女流棋士の皆さんと話がはずみ、東弁で3番目の同好会として準備中の宝塚観劇会に話題が飛び、こちらでチケットを

手配して観劇いただくことにまで話が進んだ。

まもなく東京弁護士会に宝塚観劇同好会が立ち上がる予定である。



終了時の記念撮影



指導碁を打っていただいた王唯任五段と



青葉かおり四段と

2015年の宝塚歌劇

「1789ーバスティーユの恋人たちー」

今年、東京弁護士会では、3月の「ルパン三世」、8月の「王家に捧ぐ歌」、そして12月に「新源氏物語」の観劇を企画しているが、ほかにもお勧めしたかった作品がある。

月組「1789ーバスティーユの恋人たちー」である。

今までの宝塚におけるフランス革命ものといえば、ベルばらを筆頭に数多くの作品が発表されている。それらの主人公は王宮の出身者や貴族であるのに対し、今回の「1789」は、革命の側から、それも主人公はロベスピエールなどの革命家ではなく、下層の市民である。そして音楽や衣装も魅力的であり、一見に値する作品である。主人公の相手役は、王宮に勤めながら徐々に主人公に好意を抱き愛し合うという展開であるが、その相手役オランプを務めるのが、トップ娘役ではなく、抜擢された2人のダブルキャストであるのも特異。トップ娘役の愛希いかが演ずるのはマリー・アントワネット、今回の全体の配役からはその重厚さから愛希以外で務まるべくもなく納得という次第。

また、バスティーユ襲撃に向かう民衆の群舞は世界広しと言えども宝塚ならではのものであり、「声なき言葉」の名曲と

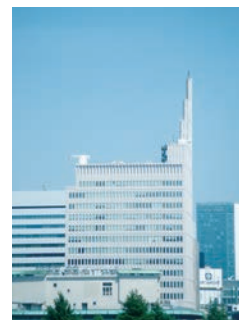
ともに、この作品のクライマックスである。そして、その後に続く人権宣言の唱和の場面は、現代に生きる私たちの魂を揺さぶるものである。

小池修一郎は、この作品を引き続き帝国劇場で演出する。フランス発のミュージカルですでにヨーロッパで絶賛を博したこの作品が、宝塚バージョンと、帝劇バージョンで連作というのも興味深い。

シゲニー・イートン



東京弁護士会職員有志とシティユーワ法律事務所67期の皆さんで「1789ーバスティーユの恋人たちー」のプチ観劇会をしました。観劇後劇場内ロビーで記念撮影



霞が関の弁護士会館東京弁護士会会長室からみた東京宝塚劇場のビル

シティユーワ法律事務所の体制は万全です

本年4月から日本弁護士連合会副会長、東京弁護士会会長と二足の会務活動で多忙を極めています。依頼者の方々には少々ご不便をおかけしますが、事務所の事件処理の体制を万全に整え、遺漏なきよう手配しております。

それぞれの事件の内容により、私の専門外の事件は、その分野を専門とするパートナー弁護士が直接担当し、私が専門とする分野の事件は、私のグループを中心とするアソシエイトが主任で担当しております。また事件によっては同種の事件を担当するパートナーの応援も受けております。どうぞ安心してご依頼ください。

なお、私が事件をお願いする主な弁護士をご紹介します。

小泉 淑子 (国際取引・国際紛争)
平川 純子 (金融法務・国際取引・不動産投資)
松田 耕治 (倒産・民事再生等)
尾崎 英男 (知財)
澤野 正明 (訴訟・倒産・会社法務・国際取引等)
後藤 出 (金融)
政木 道夫 (刑事・企業コンプライアンス)
井手 慶祐 (民事・不動産・建築)



シティユーワ法律事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-2-2
丸の内三井ビル(受付7F)
Tel 03-6212-5500 (代表)
Fax 03-6212-5700
URL www.city-yuwa.com

在籍弁護士数134名
(2015年8月1日現在)



アクセス: 東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口から0分/東京メトロ丸の内線「東京駅」4B出口から約4分/ JR「東京駅」丸の内南口から約4分/お濠にそった(日比谷通り沿いの)茶色のビルです。

「白い雲Web」もご覧ください

本紙の兄弟版として、Webでも「白い雲」をお届けしています。

事務所の行事や弁護士会の記事、宝塚、花鳥風月の写真など、弁護士や法律の関係とは異なる記事もできるだけ掲載するように努めています。

どうぞ、お時間のあるときに検索していただければ、幸いです。



弁護士 伊藤 茂昭 主要取扱分野

〈不動産取引・建築紛争・借地借家・会社法関係・相続・遺言〉

お問合せ・ご相談は

電 話 03-6212-5503 (直通: 秘書が出ます)
03-6212-5500 (代表)

メール shigeaki.itoh@city-yuwa.com

詳しくは「白い雲Web」にて

伊藤 茂昭

検索

www.shiroikumo.jp

編集後記

どうしても発行したいと思いつつ、会務に追われて発行が危ぶまれた夏号が、残暑見舞いになりましたが、何とかできあがりました。それも締め切り期限の催促をはじめ、何から何まで、創林社の西田さんと秘書の藤田の叱咤激励のおかげです。

次は、冬号=新年号実現をお約束します。その頃には東弁に宝塚観劇同好会が誕生していますが、法律家にとって最大の懸案はただ一つ安保法制です。この夏は弁護士会と日本国民にとって熱い熱い夏ですね。今年の流行語大賞が「イケン」となって、次号発行時には安保法制が葬りされていることを念じて後記とします。

(伊藤 茂昭)

季刊「白い雲」通刊60号 2015年8月発行
発行人: 伊藤茂昭

編集人: 伊藤真理子

制 作: 株式会社創林社

印 刷: 神谷印刷株式会社